

菅茶山と頼山陽 — 茶山の不興 —

西原千代

はじめに

頼山陽は広島藩の儒官、頼春水の長男である。春水と茶山の初めての出会いは、茶山が京都に遊学中の安永二年（一七七三）二十六歳のとき、大坂江戸堀の家塾「青山社」に二十八歳の春水を訪ねたときである。二人は、文化十三年（一八一六）二月に春水が亡くなるまでの四十有余年、親族に類する親密な交りを持った。茶山と山陽の初対面は天明八年（一七八八）六月、茶山四十一歳、山陽九歳のときである。茶山は初めて会った山陽の起居振る舞いを目の当たりにして、「秀発にしてなかなか見所のある子どもだ」という印象を抱いた。

寛政十二年（一八〇〇）山陽は二十一歳のとき脱藩という重罪を犯し、三年間の幽閉生活の末に廃嫡された。志す方向へは進めず、放埒な生活に明け暮れる山陽に心を痛める春水の苦境を救うべく、茶山は文化六年の暮れ、自分の経営する廉塾の都講として山陽を招くこととした。謹厳実直で煙たい存在の父親から逃れられ、自分の良き理解者である茶山の元に行けることは、山陽にとって喜ばしいことであった。しかし、山陽は半年も経たない

ちに、単調な神辺の田舎生活に飽き足りないものを感じるようになった。その上、予てから抱いていた上方で名を挙げたいという夢を棄て切れず、文化八年二月六日、僅か一年二か月の神辺での生活を辞して上京してしまった。山陽が上京してから五年間、茶山の山陽に対する態度は不機嫌で、山陽の手紙にも必要最低限の返事しか認めない。詩の斧正を願っても知らぬ顔であった。

この度は、山陽が廉塾を辞して上京した後、茶山が山陽にどのように関わったかを見ながら、茶山のひと為りを考えることとする。

一 山陽の上洛

1 山陽より茶山への書簡（文化八年三月四日付）

廉塾を辞して上京した山陽は、閏二月下旬、小石元瑞の保証で京都新町通丸太町上ル春日町に家を借りたことなどを手紙で次のように茶山に知らせた。

先日、伊藤文佐へ相頼、發一書信、近々相達可申候。

菟角多雨鬱陶御座候。山間は左様も無御座候歟。尊履若何承知仕度存候。客居仕候へば、憶親憶師、心緒萬

端、□にて心魂飛揚候とは、大二違申候。廣島之御左右、御聞被成候はゞ、何卒御親筆に無之ても、代筆にてなりとも、被仰越被下候様奉希候、篠崎へ向け被下候方、早達申候。

①：私義五六日前、新町通・丸太町上ル所に儼居相定申候。随分立派なる家にて、八疊・六疊二間にて、二階八疊に住、下にて舌耕仕候積御座候。疊・立具・鍋釜をそへ、壹ヶ月・三拾目と申候。少高く御座候へ共、世話なしに御座候故、當分此方に居申候。其内、外、利口之處も御座候へば、と聞合居申候。：

三月三日、大内の鬪鶏を縦覽せしめらる。余、門生と、もに往けり。：余群中に跣踏きよくせきして困むこと甚だし。忽ち一人の笑いながらにして來り揖するを見る。これを視れば鶴卿（楓窓）なり。

吾が手を握つていふ、君來ること何ぞ速かなる。：
舞踏不知過幾句 舞踏 知らず 幾句を過ぐるや

三千里外再生身 三千里外 再生の身

登登一拜金鶏後 登登 一に金鶏を拜するの後

命答君恩骸奉親 命は君恩に答ふ骸からたは親に奉らん

昨日（上巳、御所）鶏合に誘はれ、公家門の外にて、考安（楓窓）二逢、交一二語居候内ニ、後口より袖を引候もの有之、回顧候へば、家母之歌友・立芥屋映雪と申尼に逢申候。先以て（廣島邸一同）安全之様子承、降心仕候。近日此方へも尋くれ候て、親土産の話にさせ可申存居候。鶏合見物など、あまり物見だけく、早過

申候へ共、御所様、まだ拜み不申候故、參申候。

儼居、室定候日に、昌平來着、如何して遅カリシヤと申候へば、何やラ差聞有之、先月十八日に（神邊）出立、大坂へハ私上京ノ一日後に着候由、コ、ニ奇ナルハ、龜吉に御座候。昌平と同道にて參候由、神邊先生ニ御懸合申候ヤとも申候へば、左にては無之、昌平は其處にて尋不申と申事、私其御地ニ居候内、何とて一言不及其事候イシヤと申候へば、グズくくと申居、參候翌日、直ニ半コウ頭になり申候。私方に寄宿致候て、醫家へ通度と申事に御座候。昌平は、學問を專と仕候由申居候。龜吉事、如何敷存申候間、一應御尋申上候。さて此地へ參候後も、此漢には奇なる事のみ御座候。

扱、借家にて主人になり候へば、一錢の物入も心挂にて、扱々□□家翁、并先生などの雅言（日頃の言葉）存出候事御座候。②表札は、頼久太郎僑居と致置、屋敷（廣島藩京邸）之□などに見答られ候時之申開き仕候へども、何卒築山などの世話に、天下晴候様に、近々仕度□□に御座候。先ハ、此度便急、右儼居相定候事斗申上候。不盡。三月上巳後一日。

①「五六日前に新町通・丸太町上ルに仮住まいを定めた。新宅は神邊の四疊一間より大分広い。疊・立具・鍋釜が備わっており、少し高いが（一ヶ月・三拾目）そのうち気の利いた所もあればと心懸けておく積もりだ。借家で

も主人ということになると、一銭の物入りにも心掛けが必要で、父や先生が日頃おっしゃっていたことが思い出される。」

②「表札は頼久太郎僑居とした。」
という報告である。

2 山陽より茶山への書簡（文化八年三月十三日付）

三月十二日、麩屋町に金山重左衛門を訪ねたところ、意外な警告を受けた。山陽はそのことを次のように茶山に知らせた。

①着京後、兩度書狀差上申候。追々相届可申候。其後御安泰被為入候哉。承知仕度奉存候。私義、無恙僑居仕居候間、御安意可被下候。尤②昨日金山へ初て面會仕候處、國元より滯留届、此地御留守居へ申來居候。□□はばつと致候事は出來不申候。教授も初られ申間敷候。右先便に申上候表札等も、若何と申候。備後より出懸候故、其義には及不申候。大目に而、内分之沙汰とのみ存居候旨（金山に）申候へば、それにも、此地留守居は目附同様之もの故、内分之沙汰に而は置申間敷、いやなる事に御座候趣、段々申候故、私も自身は差而頓着も無之候へども、家翁之不首尾にども成候ては恐入候事故、大坂より早便を頼、國元築山と申へ申遣、内々伺申候。それ迄は竄跡匿影居候。先慈仙方に一所に隠れ居候積御座候。是は五條御影堂林阿彌と申にて尋候へば、しれ申候也。體に寄候へば、浪華へ

下り居候義も可有之候。篠崎へ御尋可被下候。

③何卒國元へ又々御懸合被下、此役遂えきとけかけ候宿志けしとみ不申候様に奉願候。又々西歸候様之義出來候ては、小子無生之心候。是は不申候共、御推亮被遊可被下候。此義御頼申上度、今日借宅引拂候二臨み、走筆發書候。國元へ出候否と、前後に相達可申哉、何分此上ながら宜敷御懸合被下度、御面倒ながら奉願候。心緒難申盡候。臨椿悵然、不盡。

尚々、小石元瑞は、致懸候世話ゆへ、矢張受よろしく、不遠上り候様約束置候。書生はそれへ話置候。三省は依然自隨候。何も御氣遣被下まじく、國元へも左様被仰遣可被下候。町内之所も差支なき様仕置候。書添申候。届狀なども、所々へ届候。門人なども、

少々附かけ申候所、口惜キ事になり申候。邸へはしれ居可申奉存候。（藩侯へ）直言上などに逢ひては、迷惑至極之事に御座候。萬御考、早便に御答奉待候。不知築山有何等處置、ドン（鈍）ナル事申來候ては、再度の恥に御座候。

①「上京後、二度ほど書狀を差し上げました。追々相届くことと思います。」

茶山は手紙を受け取っても、必要でない限り返書認めなかつたものと思われる。

②昨日金山を初めて訪ねたところ、「京都の留守居へ國元からの滯留届けが出してあるか。その届けが出ていな

いと教授も始められないだろう。「頼久太郎の表札等も、如何のものか」と言う。「備後より出懸けているのだから、其の義には及ばないのではないか。大目にて、内分の沙汰とばかり思っているが」と言ったところ、「それでも此の地の留守居は目附同様のものだから、内分の沙汰では置くまい」といやなことを言うので、私も自分はさして頓着もしないが、父に累が及ぶと困るので、大坂より早便を頼み、国元の築山と申す者へ内々に伺っている。返事がある迄は跡を竄し影を匿し、一先づ慈仙方に隠れて居るつもりだ。

③「国元へ懸け合い下さり、折角遂げ掛けている宿志が消し飛んでしまわないようにお願いする。又々西歸するようなことになれば、私は生きた心地も無くなってしまう。此のことを御頼み申し上げ度く、今日借宅を引き拂うに臨み、走り書きにて手紙を認めている。国元へ出した書と、前後して達するかも知れないが、何分此上ながら宜敷く御懸け合い下さるよう、御面倒ながらお願い申し上げます。」

やつと落ち着きかけたところへ、この難題が舞い込んで山陽は即刻塾を閉じ、書生は櫻園の医塾へ托して、慈仙の寓居（四條寺町大雲院）へ一時身を隠すこととなった。

3 山陽より茶山への書簡（文化八年三月十八日付）

引き続き三月十八日、山陽は茶山に宛てて次のような書簡を送った。

：扱は、蕃邸の方は（手續）相濟候事にや、未濟に候はゞ公然開肆之義如何、すべて藩法と申もの、家中のもの上京候へば、藩より坂（大坂蔵屋敷）留守居へ申越御座候所、篠氏門人に、廣島屋敷之中背頭田中藤三郎と申もの有之、數年公事の下働を致、熟練致居候、此男を呼寄、内談仕、小子是迄の成行、逐一打明咄申候所、猶其老父（藤七）と熟談仕可申とて歸家、其後又參候て、父子共了簡に、①此義ハ一向不苦事と被存候、金山の申所は、通例之仕官人之、表向之事に候。此度ハ、神邊學塾相續と申事、表向ならずとも、國元君上迄通知被成候事にて、年限なしの滯留に御座候へば、其養父同様の人より、差圖有之、京都門人引立之爲に、久太郎名代として差遣候杯之旨、表面書狀を彌太郎様へ被遊、それを役人へ彌太郎様より差出、内届相濟候て、たとへ出立の跡になり候ても、萬事明白に相成可申候。唯今之所にても、さして恐候事ハ有之間敷、國元御親父に、難のかゝる事はなき事と被考候趣、右父子之考ニ御座候。猶坂邸留守居も、其男、親しく出入致候故、内々尋試候事も出來候とも、夫にも不及旨申候故、小生も、先々安心仕候。されども、猶々事明白に相成候様の計を考、是又外に申上候所も無之尊家へ御照合申上候。

此度、先生莫大之御慈悲にて、數十年の抑塞を御拔被下、優曇華之喻之如き欣躍仕居候所、右之通相成候ては、小子も天壤間一大恨事ニ御座候て、生活于世候心

も無之様に奉存候。此上ながら、宜敷御工夫なし被下、
 ② 小子は扱置、愚父身上、浮沈ニ氣遣無之様、枉て奉
 煩度、萬所仰望御座候。小子一身之義に御座候へば、
 奮然決斷仕、誰が如何様に申候ても、びくとも不仕候
 へ共、又々累家翁候てハ、小子遂志得時候ても、何心
 處之□□哉、御憐察被遊可被下候。夫故御答被遊被下
 迄、當地（大坂）に相愼罷在候故、早便御求させ、御
 面倒ながら御答御聞せ可被下候。

③ 三島老先生などは、變姓名候ても、此邊に踏留候へ、
 如何様とも世話可仕、何卒屹度改て、菅氏養子になり、
 舊國之籍を脱候へば、此後彼是八ヶ間敷事無之、唯今
 よりにても、菅久太郎と名乗候ては如何など被申候。
 是等は、家翁杯を不累ためには、至極之計ニ御座候へ
 共、尊家を奉累候儀、恐入候義奉存候。さりながら、
 此度之一件、全尊家傳へにて成就仕候。さなくては、
 決して不出來候儀に御座候へば、菟角尊家之御名目は離
 不申候儀に奉存候。：扱、此方の便（勝手）計に、色
 々の義御望申上候義何とも恐入候へ共、三島老人之被
 申候様に、御計ひ被下候義は相成申間敷哉。

菟角家翁などは、上國立身之事無覺束先鹽踏に遣置候
 へども、いつ歸候も不可知杯と、淺く見居申候。又、
 分別なをり候て、少々の爵俸にても、本國にて驩遣し
 度など、矢張初念すたり不申候。④ 小子など、國恩は
 いつ迄も忘不申候へども、終身浪人にて居申度事ハ、
 數十年來、宿志少しも移轉不仕候へば、此後如何様に

暮し方難澁仕候ても、仕官可仕とは存不申候。本國へ
 不仕候へば、いづぞやも申上候様に、外へは死とも參
 不申ハ勿論之事ニ御座候。是等之處、御考被下、終身
 羈縊を免れ候手段、此上ながら御計可被下、千萬奉願
 候。先書には、國元用人（築山）へ直にも可申遣奉存
 候へども、それにては、事跨り候て不宜、先生の御差
 圖と申ものにて、何方迄も貫候事に候へば、外へ申遣
 候事無之と、相止申候。

且又、私直照合ニ相致候ては、萬事手重に相成、乘引
 ならぬ様の義も出來可仕、内々の照合も後には表立候
 様に相成候ては、以の外の事に御座候故、此後とても、
 左様の照合ハ不仕候。唯々尊前へ御伺申上候故、内々
 宜敷御照合被下度奉願候。小子上京致居候事、洛中無
 隱、追々尋來候ものも有之、甚勢宜敷御座候處、金山
 に被攪撓、扱々口惜奉存候。然し不遠御一左右も可被
 下、其達次第、再上（入京）仕候様に照合置候故、尊
 答奉翹企候。申上度山々御座候へ共、あまり冗長に相
 成、奉瀆尊覽候故申留候。夫人ニ宜敷被仰上被下度奉
 希候。草々不盡。

尚々、金山ハ菟角先年之□□（脱藩）之時之様に存、
 疑ひ申鹽梅にて、右世話致候元瑞へも、彼男には御困
 可被成奉察、此方も、先年ハ大に困り果し杯、手昏に
 申越候由、惣て緩怠之體、倨侮之語、何とも親切とは
 不被存候へ共、家翁の後難にて、嚇し申候故、私も大
 ニ狼狽仕候。ケ程にせずとも、不苦事にてありつらん

と、只今にては奉存候。⑤ 何様生我者父母、成我者茶山と心得可申と、三島老人も被申候。此度之恩徳之終に成様仕度奉存候。邸吏の申候様之處（以下斷簡）

三月十六日の早朝に大坂に着いた山陽は直ちに篠崎家を訪ねた。篠崎家には既に篠崎三島・小竹父子、篠崎氏の門人で廣島屋敷の中背頭田中藤三郎他、二・三名の者が集まっていた。色々協議する中で藤三郎が「こういう事は父親が詳しいから」と一旦家に帰り、父親の意見を聞いて来た。父親の言うことは次の通りであった。

①「金山の言うことは通例の仕官人の表向きのことであつて、山陽の場合は神辺学塾相続ということで、表向きにしないで、義父同様の茶山の名代として京に遣わされておられるという旨を、表面上の書状にして父春水に差し出し、其れを春水の方から役人の方へ提出すればよい。それで国元の父、春水の方へも累の及ぶことはない。」

②「自分は扱て置き、父上の身に浮沈の氣遣いが無いように、仰望する次第である。自分一身のことならば、奮然決断して誰がどのように言つてもびくともしないが、父に累が及ぶようでは、自分が志を遂げてもどうしようもない。」

山陽は父親を引き合いに出して茶山の同情を買おうとしている。

③「三島老先生などは、『姓名を変えても此の辺に踏み留つたらどうか。菅氏の養子になり広島の籍を抜けければ、

此ののち彼れ是れ喧しいことはなくなる。今からでも、菅久太郎と名乗つたらどうか』と言われる。これ等のこととは父に累を及ぼさないためには、至極の計だが尊家を累わづらわすことになる。しかし、此の度の一件は全て尊家のお陰で成就したことである。そうでなかったら決してできなかったことで、此の方の勝手ばかり言うようだが、三島老人の申されるように菅氏の養子になることを、お計らい下さるわけにはゆくまいか。」

顧みれば八か月ばかり前、福山藩家老から茶山の養子のように扱われた山陽は腹を立て、築山棒盈に宛てた手紙で『一儒者の身に大に恥と仕候事、父に對し申譯無之候』と言っている。それから一年にも満たない今、山陽のあまりに身勝手なこの頼みを茶山は承認する筈はない。父春水も山陽のこうした得手勝手な行為に對し、茶山への申し訳なさもあつて、脱藩以来再び勘当同然の処置をとつた。（名前は結局「羅井徳太郎」と称することとなつた）

④「自分は国恩はいつまでも忘れはしないが、終身浪人で過ごしたいという宿志は変わらないので、今後どのように暮らし方に難渋することがあつても仕官しようとは思わない。本国に仕えないのだから、他国に仕官することが無いのは勿論のことである。」

ここでは山陽は自分の意志の固いことを強調している。

⑤「我を生む者は父母、我を成す者は茶山と心得よ」と三島老人から言われた。」

茶山のご機嫌を取るようなことを述べている。

茶山からは四月十四日に「…京坂に而住居の事、少しも差支無之、官邊振合、浪華邸吏にき、あはせ候通の事にて御座候」(京坂にての住居のことは少しも差し支えない。官辺のことも浪華官吏の言うとおりでである)という簡単な返事が返ってきた。

以上のような事があつて後、山陽はようやく同年五月中旬に京都新町通丸太町上ルに開塾することができた。

4 山陽より茶山への書簡 (文化九年三月二十一日付)

父とも絶交状態になり、茶山の不機嫌はまだ解消してないと感じた山陽は、文化九年三月二十一日、茶山に宛てて次のような書簡を出した。

：私事、後悔などと申義は、毛頭無之、追々繁昌の方にも有之、娛樂も有之候故、よくも脱官羈候義と、毎々慶天歡地仕居候。されども、吾身の自由(上京一件)に付ては、兩親・叔父など、老體蹇々勤勞仕居候儀存出し空恐しき様奉存候。…御取成にて解合、①文通にても致候事出来候へかすと祈候へども、是は先生御機嫌次第にて、國元の許否相決候義と奉存候。先生不機嫌の上は、兩親とても、いつ迄も不通の事と奉存候。是に付ても御霽威之程、黙禱仕候。

全體去々冬願出候如く、私義始より尊塾相續之義出来がたくと存居候て、國元出立前も不納得之所を、不意に申付、差上候事故、日夜不安、次第に恩誼相重候ては、飽飛之罪益甚候へば、一日も早く願出、双方情愿

にて好處置可有之と、扱てこそ若右奉願候所、案外御海容被遊被下、國元の方もよろしく仰取被下、數年來の宿願を遂げ、今日中原に翱翔仕候も、全く先生の御陰と奉存候。左なくば、いつ迄も田舎に屈首、鬱々終身可申と、是又毎時心中に御禮申上居候事に御座候。それ故に、備後人彼是とひいきの引たをしと申様に、相留候者も御座候へども、右の東上の計議は、少しもしらせ不申候。獨與先生決之申候。先生にも、私をどうあつても後住に被遊度とて、御呼寄被下候御初心にも無之、左あればよし、左なくば拔一抑塞之人、使遂其志焉と申思召之義は、浪華へ被遣候御答にも、被仰下候通に御座候。左候へば、東上一件に付、左まで深意痛絶と申義も有之まじくと奉存候。

しかるに、②去歳以來、菟角御機嫌不宜、乞正候義御座候ても、しかく御答も被遊不被下候は、如何の義に付思召に違ひ候事ニヤと、自願未得其説候。或は東上の節、塾生二三輩も随從候義、悉く私よりそのかし候様に被思召候ニヤ。又跡より一兩輩も追來候も、其約ありてなど、被思召候ニヤ。此義も、たとへ私よりそのかし候にもせよ、せぬにもせよ、世間の職敵、同商賈の得意を取るなど、申凡鄙なる論には無之、たとへば龜井道載(南冥)が弟子なれば、京にても江戸にても、道載方の師を尋ね随從仕度存じ、(村井)椿壽門人なれば、上京候ても椿壽の(醫)術を持ち候人に付と申氣味にて、其者從來信先生候故、波及於小子仕、

外師に従ふよりはと申意と奉存候。小子も、節度使部下小將外征候時、節度帳前之健兒を分隸せられ、戰場にておくれを取らぬ様に致しもらひ候様の心持に存候。苦からぬ事とのみ存居候。(自注―譬喩類不恭候へども、實意申上候)

實に新店にて、一人にても弟子あるを好み候時節に候へば、來者不拒と申様に仕候段、御怒察被遊可被下候。是等の事に付、折角憐才恤窮之念、化爲鳴鼓致討之心に候にやと奉存候。もし左様の思召にも御座候へば、③以來尊塾の弟子尋ね來り候とも、先生御添書無之候はゞ、直に逐返し候様に可仕哉とも存居申候。しかし、左候ては世間には、愈先生と私の際不和とのみ存可申とも奉存候。先生と不和と申候ては、私京住仕度候ても、不得已國元へ引戻され、又々舊日の如く檻養にて終身申さねばならぬ様に可相成と、そのみ口惜奉存候。

④私はともかくも、家翁の命つゞき申間布と、毎度の義ながら、やる方なく奉存候。毎度御聞も可被下、國元官邊、御地に居候由にて、先生御指圖にて上京仕居候趣故、相住居候事の由傳承候。こゝをしくじり候へば、終身埋木となり候趣と、家翁より毎度金山邊へ申參、なげき居申候趣に御座候。されども従前國元の不首尾、御救被下、其御禮にも尊塾御世話仕らねばならぬ所、又々我儘を申、上京と申ものに候へば、家翁などは對先生、面皮無之、其上色々の義奉煩尊體候事は

相憚、嘯嘯仕居候様に相見申候。さぞく日夜そのみ案煩居可申候と奉存候。此義、先生御汲取被下、いづく迄も御見棄なく、國元公邊首尾よろしき様に、御なし被下候はゞ、家翁生前の大慶無此上と奉存候。

⑤先生饒使痛憎小子、獨不念家翁の痛心疾首乎。ケ様に申候程ならば、只今迄の處、ケ様のはこびならぬ様に可仕事、今更左様に申上候は若何と、申ものも可有之候へども、もはや騎虎の勢不可中止候。何事も打棄歸國仕候ても、一向ツマラヌものに御座候。此上は坐斷輦下、土に喰付候ても成家申さねばならぬ事に御座候。其義の成否は、先生の御懇慈に御座候。いかに激昂仕候ても、主と病に勝てぬと申様に、本國公邊のさわり出來候ては、萬事夢泡に歸し申候。是は禍福喫緊の處にて申上候。是を除て申候ても、⑥海内諸公知襄者、無如先生候様に、平生存居申候。作一詩、構一文候ても、先生の賞鑒を經不申候内は、おもしろからず奉存候。左様に存居候所に、只今の様に、秦越に相成候ては、假使遂其志も、無所聊賴候。

知己と申ものは、千載上下にも難遇ものに御座候所、折角得先生、爲之依歸居候て、鹿豕の群をなさずとも、千里咫尺、效寸尺於支下塾の場、聊爲先生の聲援申度、心懸居候處、案外に御座候。先生に於ては、如襄輩十百人、其有其亡、固無加損於先生候。裏に在ては、天壤間一大遺憾に御座候。此義(備後府中の醫、木村)考安などにも毎時申居候。從來の父執、雅愛眷々に候所、

不圖其報復、我儘を働き候故、諺に所謂裏が来て憎し
と思召候事も甚敷と奉存候へ共、縷々申上候通に候へ
ば、其處は御捐棄被下、改て函丈に事ふるを得申候は
ゞ、終身千里素居候とも、心は帳下に侍従仕候意にて、
欣幸之至可奉存候。勿論獨裏受賜のみならず、家翁も
一大安慰、無此上と奉存候。只今の通にては、始終奥
齒に物のはさまり候様にて、一時も安心仕まじく遙察
仕候。ケ様に申上候義、一は情實、一は利害にて、不
得不然候。必御煩敷思召候被下まじく奉希候。文句雅
俗混辭仕候は、儒生の書柬の常に御座候へば、輕薄に
嫌しき處も可有之候へ共、所謂情促辭蹙、不知所裁候
にて御座候。今日幸便有之候段承、渡鴻の節緩々とも
奉存候へ共、一刻を遅くすれば、家翁一刻の不安に御
座候へば、亂筆ながら奉申上候、萬々御恕亮可被遊下
候。何分裏を先生へ日夜讒諛仕候ものは無之哉の様に
奉存候。左候へば、如何様に申上候ても、先入爲主、
入り申間敷とは奉存候へ共、在裏盡其當然申度、不顧
憚如此御座候。いつまでも申上候ても盡期も無之候へ
ば申留め候。恐惶。

三月廿一日

淡州行ノ詩、惡詩壹俵ほど御座候へ共、一々は奉煩
も恐入候。此十二月の好には、餘程骨折申候。五山・
詩佛などに作らせ候はゞ、よき事を可申候へ共、不案
内の上に拙手愧入候。褒も貶も、先生の外無可仰の人
候故、何卒此度は御棄置なく被仰下度、萬々奉希候。

一字にてもよろしく候。外へは見せ不申候、私獨心得
に仕候事に御座候。御批正の後、竹原(春風)へ被遣、
鳥渡御見せ被下候はゞ、猶更忝奉存候。またあの方よ
り御返し申上候節は、御面倒ながら御上せ可被下候、
御煩勞恐入候。

泉攝諸山對向舟

泉攝の諸山對して舟に向かひ

海雲滄渤盡望頭

海雲 滄渤そうぼつとして 盡望頭

多情唯有摩耶色

多情 唯だ 摩耶まやの色有り

送我依依到淡州

我を送りて 依依 淡州に到る

淡島□乘浪華舟

淡島 □乘 浪華の舟

海南雲日數回頭

海南 雲日 數しばしばば頭を回らす

舟人指點山山色

舟人 指點す 山山の色

濃是泉州淡紀州

濃きは是れ泉州 淡きは紀州

色字、先生御嫌候へ共、下句へノツヅキ、不得不然候。
往反疊韻に御座候。淡にては紀州案外近く、呼之可接
候。されども歸舟より見候へば、泉州よりは遠くなり
申候。淡にては、紀淡の山如犬牙に候。

賴 徳太郎

自京車屋町御池上所西側

備後神邊

菅 太中 様

要用書

①「両親や叔父などと」文通ができるようにと祈っている
が、これは先生の御機嫌次第であつて、先生が不機嫌の
上は、両親ともいつ迄も不通の事と思われるので、機嫌

を直して頂くようお願いする。」

②「去年以来、と角ご機嫌が宜しくない。詩の批正を乞うても、しかくお答も下さらないのは、どういうことなのだろうか。自ら顧みて未だにその説明がつかない。或は東上の節、塾生の二・三人が随従したことを、悉く私がそのかしたと思つておられるのか。又後から一・二の輩が追つて来たことも、その約束があつてのことだなどと思つておられるのか。このことも、たとえ私からそののかしたにもせよ、せぬにもせよ、世間の職敵、同商賈の得意を取るなどというような凡鄙な論では無く、たとえば龜井道載（南冥）の弟子であれば、京でも江戸でも、道載方の師を尋ねて随従したいと思ひ、〔村井〕椿壽の門人であれば、上京しても椿壽の〔醫〕術を持つ人に付くという具合で、其の者が従来の先生を信じるがために、私に波及するのであつて、外の師に従うよりはと申す意と思われる。私も、節度使の部下の將軍が外征の時、陣中の健児を分け与えられて、戦場で遅れを取らないようにしてもらうのと同様の心持ちだと思ひ、苦しくらぬ事とのみ思つている。」

立て板に水を流すように滔々と捲し立てられると、嘆願というよりむしろ茶山に突つかかっているような感じを受ける。

③「これからは、廉塾の弟子が訪ねて来たら先生の添え書きが無ければ直に追い返すようにしようかとも思つている。しかし、そうすると世間の人は先生と私の間が不

和だと思ふだろう。そうなると私は京には居れなくなり、やむを得ず国元へ引き戻され、以前のように檻養にて身を終えなければならなくなる。そののみが口惜しく思われる。」

④「私のことは良いとしても、父が命を縮めることになりはすまいかと、いつものこと乍らやる方なく思われる。国元官辺では、先生の指図で上京していることになつていたので、ここをしくじれば終身埋もれ木となつてしまふだろうと、父は心配しているようである。以前国元の不首尾をお救い下さり、そのお札にも尊塾のお世話をしなければならぬ所、又々我儘を言つて上京し、その上いろいろのことで先生を煩わせているので、父は先生に對し合わせる顔が無く、申し訳なく思つているように見受けられる。」

⑤「先生にはたとえ痛く私が憎くても、父が頭を痛めていることを氣遣われたいことはないでしょう。」

父親の苦衷を慮つて、泣き落として茶山の氣を引こうとしてゐる。ここまで来れば嘆願と言うよりむしろ脅しに近い言い振りであり、詰つたり脅したり、泣き落としてかかっている。

⑥「海内諸公で私を知る者は先生を置いては無い。作詩一つも構文一つも、先生の添削を経なければつまらない。只今のよう添削が頂かれなければ、たとえ志を遂げても頼るところはなくなる。」

山陽はひたすら茶山に縋り、その温情を願つている。

この手紙に対する茶山の返事がないところを見ると、茶山は山陽の嘆願を全く無視していたようである。

二 春水と山陽の和解

1 山陽より篠崎小竹への書簡（文化十年三月六日付書簡）

茶山は山陽の不埒な行為を許してはいないが、旧来の親友、春水の落胆と苦境を救うべく、二人の間を何とかして和解させてやりたいと水面下で動いて、文化十年、春水が有馬温泉に行く折りを機会に、二人を対面させ父子の和解を果たさせようとした。

山陽は、春水の有馬温泉入湯の旅のことを人伝に聞いて、文化十年三月六日、篠崎小竹に次のような手紙を送った。

老父（有馬）入湯（の）事は、うすく承り候。實に決候事にや。左あらば、私只今不通にては、此方にて承歡出來がたく、是と申も茶（山）翁、不霽威（不機嫌）候故也。こまりたる者に御座候。如何様に申遣候ても、承知せられ不申、是急埒明不申では、一日増一日に不孝候。何卒御老人（三島）様より茶翁へ取持、枉て霽威せられ候様、偏に御口添奉願候。同じく父執に御ざ候へば、事體得宜可申と奉存候。子成は悪者にして、そこを枉て御宥被遣よと被仰遣度候。まけおしみ強き叟故、いけ申間敷候。此義偏に奉煩老拳候。左なければ、老父上り之時、一向つまらぬ者に御座候。生涯之後悔返り不申候。茶翁へは度々申遣候。一字之答なし。

私書狀遣しそれへ御口添よりは、私より御願申上候故、御取持被下候と歎。左なくとも、此度之入湯など之事體、被仰遣度奉願候。

「父が有馬温泉入湯の旅に出られることは本当であるうか。私は今、父とは文通も絶たれている。というのも茶山翁の不機嫌が原因で困っている。どうか三島老人様から茶山翁に取りなし、無理にも機嫌を直して頂くよう口添え願いたい。茶山翁は負け惜しみの強い人だから、一通りではいかないかも知れない。父とこの機会に仲直りできないと生涯の後悔となり取り返しがつかないことになる。茶山翁へは度々申し遣ったが一字の返事もない」といった内容である。

山陽は知らなかったがこの件に関しては茶山の根回しもあり、篠崎三島らの働きもあつて、山陽父子は再会し和解ができたのである。山陽は後で茶山が自分たち父子の間の調停を取り持つてくれたことを知り、次のような礼状を認めている。

2 山陽より茶山への書簡（文化十年五月朔付）

二月廿七日出之尊書、四月四日相達、難有拜披仕候。先以其節益御勇健被遊御座、恭慶之至奉存候。小生無異罷居候條、乍憚御放念可被遊下候。誠に道光上人及山田主人（安藝山田友益）などへ度々煩言調停之義相頼候所、御面倒とも不被思召、御聞納被下、家翁上京に付、篠（崎）・金（山）二家へ態々御狀被遣、小子對面

之義、御從史被下候段、難有奉存候。即二家取持に而、此度久々に而對顔相許、頗承歡心候段、全御恩庇と感戴仕候。早速以書狀御一謝可申上筈之處、久々之對面、處々負劍（隨伴）に無寸暇、色々心配之筋も有之やうく此兩三日、事口候様に覺申候に付、認此書、先御謝辭迄、若此御座候。此書未達候前、已に家翁歸途奉訪候而、此地之様子ども、御聞可被遊候故、委曲は不奉汗尊聽候。草々不備

五月朔

賴徳太郎 拜

茶山老先生

函丈

別啓

道光師などへ遣候書面中之語、又々尊意に觸犯仕候義御座候趣恐入候。是は東行以來、家翁齋威不仕候義、全く先生御機嫌不宜候故と相聞へ候故、ケ様に申上候迄之義に而、前後倒錯仕候は、語言之失に御座候間、不被以辭害志候様奉希候。萬奉期後便候。

襄 頓首

山陽はこれで茶山の自分に対する機嫌も直つたと単純に思ったようだが、茶山の機嫌はそう簡単には直らなかつた。

三 茶山と山陽の再会

茶山は江戸詰めの藩主阿部正精侯まさきよから召されて、文化

十一年五月六日に神辺を發つて東都への旅に上つた。山陽とは文通を絶つていたので知らせなかつたが、噂でこのことを知つた山陽は、大坂の篠崎小竹に頼んで、茶山の旅程を調べて貰い、武元登庵景文と共に茶山に会うことができた。廉塾を去つてから三年振りの再会であった。山陽は茶山が大坂・京都に滞在した数日間を、登庵と共に専ら茶山の世話に努めた。

五月二十一日、「石場」で別れるに当たつて茶山は「勢田途上 是日與送者別于石場」と題する次の七言絶句を詠んだ。

蹄輪絡繹路彎環 蹄輪ていりん絡繹らくそくとして 路彎環みちわんぐわんす

不識何邊送者還 識しらず何れの邊あたりか 送者還

只有恨人行且顧 只ただ恨人こんじんの行ゆきて且かつつ顧みる有り

滿湖烟雨暗逢山 滿湖の烟雨逢山を暗くす

〔黄葉夕陽村舍詩〕後編卷五

後に山陽はこの詩の欄外に次のような評を付けている。「爾の時 景文と襄と雨を衝きて還る。民家に麥稈を乞ひ得て笠に代へたり。亦た頻頻として回顧す。」つまり、「私たちも雨を衝いて還り、途中、民家で麦の藁を乞うて笠の代わりとし、頻りに後ろを振り返りながら還つた」というのである。そうして次の行には「恨人は離人に作すは如何」の評が有る。「恨人」は「離人」にしたらどうかというのである。又、更に次のようにも記している。「一路新舊逢迎して皆殷殷たり。紀姓字は景文及び襄、知を蒙ること最も舊し。而して戀戀として送り奉る。乃て概

平として送者と呼ぶのみ。知らず尊意の奚若を。」つまり、「一路新舊歡迎してもてなし、別れに臨み皆憂えている。登登庵と私は就中最も古い馴染みであり、別れるに偲びがたく思つて送り申し上げているのに、大ざっぱに『送る人』とだけであるのはどうした訳か、先生の気持ちに分からない」というのである。茶山はこの詩の引に「是の日送者と石場に別る」とつけただけである。それでは「送者」が「登登庵と山陽」であるということは分らない。欄外に山陽が評を記しているから分かるのであり、山陽はそこに茶山のわだかまりを感じた。確かにこのときの茶山の気持ちには釈然としなないものがあつた。それは「送者」と素つ気ない表現をしながら、一方では「不識何邊送者還」（この雨の中をあの二人は今、どの辺りを還っているだろうか）と氣遣い「只有恨人行且顧」（恨みの心を抱く私は歩いては又振り返るのだつた）と、些か後ろ髪を引かれるような気持ちがあつた。

この東遊中に詠んだ茶山の詩には、旅で同伴した人たちについては皆、名前が記されている。「勢田途上」の一首後に「櫻川有懷韓聯玉」（櫻川にて韓聯玉を懷ふ有り）と題する七言絶句も詩文の後の注に「聯玉伊勢人」とか、更にそれより二首後の「關驛示佐藤子文」（關驛にて佐藤子文に示す）の詩題の下に「子文伊勢人去年來寓余家今春辭去」（子文は伊勢の人。去年來りて余が家に寓し、今春辭去す）と記されている。すぐ次の「呈韓聯玉」と題した七言絶句

も詩題の下に「聯玉同子文來二姪從焉」（聯玉は子文と同に來り、二姪從ふ）と注記がある。送った人の名前が書かれていないのはこの詩だけである。茶山は此の詩がやがて山陽の目に触れることを承知の上で、意図してそうしたのだと考えられる。それでは茶山の意図したものとは何だったのだろうか。それは、山陽のこれまでの数々の不埒な行為に対して、茶山が憤懣を抱いていることを知らしめるためであり、後日「恨人」を「離人」にしたかどうかと山陽が評したにも関わらず、直さなかつたのは、茶山の抱いた山陽に対する恨みの心を、忘れて欲しくなかつたからだと考える。

この旅の道中、六月二日に箱根に宿したときの「宿筥根嶺」と題する次の作がある。

驛舍無蚊霧氣清 驛舍蚊無霧氣清く

却忻暑路入山程 却つて忻ぶ暑路山程に入るを

誰知今夜宿雲表 誰か知らん今夜雲表に宿し

枕上近聞湖水鳴 枕上近く湖水の鳴るを聞かんとは

この詩の結句「枕上近」の原作は「東山頂」であつた。

山陽はこの詩の欄外に「三四似不甚承接。作誰知山驛傍

湖水、枕上近聞波浪鳴。山程作雲程、或山驛作嶺市如何」

（三四甚だしくは承接せざるに似たり。「誰か知らん山驛

湖水に傍ひ、枕上近く波浪の鳴るを聞くを」と作し、「山

程」は「雲程」に作し、或は「山驛」は「嶺市」と作す

は如何）と評記している。この詩の場合、茶山は山陽の

評のように「東山頂」はすんなりと「枕上近」に直しているところを見ると、何が何でも山陽の評を無視している訳ではない。「勢田途上」の「恨人」を「離人」に直さなかったのは、甘くすれば付け上がる山陽の気質を茶山は熟知しており、先にも述べたように、山陽の行為に対する茶山の恨みの心を忘れて貰いたくないと考え、敢えて直さなかったものと考ええる。しかし、茶山もこのときは、自分の剛情なまでの態度に、幾分自省の気持ちを感じていたものと思われる。それは承句・転句の「不識何邊送者還、只有恨人行且顧」の部分で、「この数日、自分のために誠心誠意尽くしてくれた二人が、傘も持たず雨の中を還って行ったが、今どの辺りを還っているだろうか」と心にかかつて、何度も振り返らずにおれなかったというところからも知られる。

四 茶山の不興氷解

1 茶山の辛抱

茶山の山陽に対する不機嫌は、文化六年の歳末、山陽が廉塾に来てから少しずつ積もっていた。それは、山陽が茶山の期待に添う都講でなかったからである。それでも茶山は、できるだけ山陽に合わせるように忍耐強く努めた。

或る日、市村といふ処に梅見に行ったとき、前に池があり藁屋三四軒、白梅がさかりに咲いているのを見て、茶山が「扱々幽雅なるよき所」とほめると、山陽が「幽

雅にはこまり入申し候、此の上の幽雅は御免蒙りたい」と突つかかるような言い方をしており、諸生の一人が村家を指さし山水の画の事を申したところ、「元来あつて益なき家は一軒もなきがよし」と何かにつけて突つかかるような態度であった。腹ごなしに散策をしたいと山陽が言うので、茶山は寒さを我慢し、酒肴を準備して付き合ったり、入手困難な食べ物も、山陽の好みに合わせて調達したり、塾生への依怙最負にも、茶山としての工夫を凝らして補佐したり等々、茶山は相当に辛抱強く山陽に関わっている。しかし、山陽は自分の宿願を叶える爲に、茶山の恩情に後足で砂をかけるようにして上京してしまい、上京の際には塾で役立ちそうな書生を連れて出てしまった。後で茶山が困ることなど全く頓着しなかった。上京後も自己中心的な嘆願などをして、茶山は迷惑を掛けられることが多く、不機嫌はおさまるどころか益々増幅していった。文化十三年（一一八六）正月八日に、山陽が小野移山亭に宛てた書簡の中に「：茶（山）叟、菟角機嫌なをらず、如何之事哉と疑惑仕候。コマツタモノ也：」とあるところから、その不機嫌は実に数年間にも亘っていることがわかる。その人柄を「温厚寛容」と称される茶山からは考えられないことである。ともあれ、茶山の不機嫌は直ったのか。直ったとすれば何時なのか。

2 春水の死

文化十三年二月十九日、春水が亡くなった。二月十八

日に「父危篤」の知らせを受け取った山陽は、その日のうちに京を出立して廿二日神辺に着いた。休む間もなく茶山の駕籠を借り、夜をかけて広島の水戸邸に着いたのは、春水葬儀の三日後だった。総てを終えて京に帰る途中、山陽が神辺に寄ったのは三月二十四日で、その日のうちに帰るつもりだったが、茶山に引き留められて二十六日まで滞在した。明日は出立という前夜、茶山は「今晚も名残じや」と言つて山陽の泊まっている部屋に話しかけた。山陽は茶山から弔慰の手紙を貰った礼状を、次のように認めて、既に広島から茶山の元に差し出していた。

先頃夜分唐突罷出候處、乍例御優待、輿丁之義甚奉煩、殊に御輿拜借被仰付、萬端御心付被下難有仕合奉存候。一步も相急候節故、失禮のみ申上候。扱、廿四日早朝迄に駈付申候處、既に葬後三日と申所に而、擲地慟哭、五内崩裂仕候。萬々御憫察被遊可被下候。誠に罪惡深重と申事、常言に御座候へ共、如襄則眞个左様にて御座候。先日は竹田貞之丞（器甫）殿便に、御弔書被下、片便に御座候へば、御不沙汰に打過申候。今般又御便被下、北條君、門田君よりも御弔意、忝奉存候。禮俗、喪服中は酬答不仕例に御座候へ共、格別之御義、且先日奉煩候御禮も有之、旁強援筆如此御座候、恐惶不次。

三月七日

不肖孤 襄 拜復

茶山老先生

座下

尚々、北條先生其外へ別に不奉答、宜敷奉煩候。私義も先人存意有之、乍在服、草々歸京仕候様、諸叔も申候。尤母義淋しがり申候所、見兼申候故、廿日頃迄は滞留仕候様に上へも届置申候。憂服に而執謁候義如何敷奉存候へ共、先人より訓戒之義も申置候事も有之候旨、下りがけにも可被仰聞候。彼是推參仕候覚悟に罷在候。乍此上御見棄被遊不被下、先人在時同様に、不相替御眷顧被遊被下候様、千萬奉冀候。

（文化十三年三月七日付）

この手紙で山陽は、「誠に罪惡深重という事は、常に言われる言葉ではあるが、真に私独りに有る言葉のように思える」と述べているが、これは十数年間に亘り父親を手こずらせ、心配ばかりかけて来た父への懺悔の言葉であると共に、茶山に対する懺悔の気持ちでもあったと思われる。

3 茶山の不機嫌解消

山陽は明日は神辺を辞すという前夜、母梅颯に宛てて次のような手紙を認めた。

神邊より申上候。竹原、尾道より連綿申上候通、私義、二十四日朝、尾道着岸仕候而、其日七時前、神邊へ著仕候。先生（茶山）在宿、懇切慰藉。其夜一宿。翌朝（自注―二十五日）出立と存候所、被留候故：岡山之人油屋何某と申好人物、折節來會、明日（自注―二十六日）罷歸候故、私と同道、同人宅に一宿致與と申候二付、

其意にまかせ可申：菅塾二ハ、櫻ハ皆々盛過ニ而、柳など青々と致居申候。先生に御病中之義ども悉敷御物語仕候。此以後ハ別而御見棄不被下、御在世之時同様ニ不相替御懇意可被成下と、深く相話申候事二候。庭前など、陪從先生之事など存出申候。先生も、寝汗など出候様之症有之候由、左なれば、自身弔ニ可往と存候へ共、不及力候故、四十九日迄之内、名代可遺存居候杯と被申候。：しかし、當塾ふすま、屏風などにも、大人御遺墨多く御座候故、觸目起感申候事に候。先生（春水）も此方より精神たしかなる人故、いづれ此方が先きと存候處、案外なる事などと被申候。何分命數無致方候：今晚も名残じやとて、先生御はなしニ御出：

（文化十三年三月二十五日付）

茶山も「先生（春水）は私より精神たしかなる人故、いづれ私が先きに逝くと思つていたのに、案外なる事であつた。何分、天命であれば致し方もないこと：」と、しみじみ語つたりして、このとき二人は心の底からうち解けて話し合うことができた。自分の方が先に逝くと思つていたのに、春水に先立たれてしまった茶山としては、春水が生きている間に山陽との仲を修復しておけばよかったと、後悔の念があつたのだらう。茶山と山陽の間の数年間に亘つて続いたぎくしゃくした関係は、この時を機に氷解した。今後、茶山が亡くなるまでの十年余り、ある時は詩友として、又ある時は父親代わりとして茶山と山陽の仲は続いた。

以上述べた、茶山の山陽に対する態度は、「温厚寛容」と称される茶山の別の一面を示すものであるが、同様の例として門田朴齋に関わる事柄が挙げられるので、以下門田朴齋のことに触れておく。

五 門田朴齋のこと

茶山には子どもがなかつたので弟の子萬年を養子にしたが、萬年は三十九歳で亡くなった。そこで妻の妹の子である門田朴齋と養子縁組みをした。茶山七十三歳、朴齋二十四歳のときである。

1 朴齋の離縁

朴齋が茶山の養子になってから七年後の文政十年（一八二七）七月四日、茶山は亡くなる一か月ばかり前に朴齋を離縁している。『朴齋日記』に次のように記されている。

七月四日 晴、菅三母、及千姑讒余有日。余知之、而不能防。是日大人逐余。伯兄携余歸家。時夜四鼓、内、寓武十家。

菅三母及び千姑、余を讒して日有り。余之を知るも、防ぐ能はず。是の日 大人余を逐ふ。伯兄、余を携へて家に歸る。時に夜四鼓、内は武十の家に寓す。

〔大人〕茶山。〔伯兄〕一番年長の兄で門田儀右衛門。〔内〕妻、静。

〔武士〕菅波武十郎。朴齋と静結婚の媒酌人。和歌を嗜む。

七月五日 晴、中山大夫、使今村郡宰、言余無罪于茶山翁。翁不聽。

中山大夫、今村郡宰をして、余の無罪を茶山翁に言はしむ。翁聽かず。

七月六日 内、自神邊至于法成寺村。

内、神邊より法成寺村に至る。

七月九日 官命、許余父子訣別。余、復姓門田氏。

官命ありて、余が父子の訣別を許す。余、姓を門田氏に復す。

『先考朴齋府君行狀』には、

養母門田氏病没。没後茶翁亦病。而翁女弟及女姪、讒君有日。至此乘翁病、百方讒焉。君知之、而勢不能爲辨説。文政十年丁亥七月四日、茶翁遂使君夫妻大歸於門田氏。未幾茶翁病没。：

養母門田氏病没す。没後茶翁亦た病む。而して翁の女弟及び女姪、君を讒して日有り。此に至り翁の病に乘じ、百方讒す。君之れを知るも、而も勢辨説を爲す能はず。文政十年丁亥七月四日、茶翁遂に君が夫妻をして門田氏に大歸せしむ。未だ幾もなくして茶翁病没す。：

と記されている。

つまり、「茶山にとっては姪にあたる菅三の母 敬と、

茶山の妹 千姑（千田村荒木氏に嫁いだ茶山の妹ミツ）の讒言により、七月四日に茶山は朴齋離縁のことを決め、七月九日に官命が下り離縁となった」というのである。

これも一つの理由であろうが、後継者と決めていた養子を、妹や姪の讒言だけで茶山が簡単に解除する訳はない。

茶山から伊澤蘭軒宛てた返書（文政十年三月二十二日付伊澤蘭軒よりの書簡に対する）に、

梅兒冢あたりへ之散行、さてく羨しく候。ことに弱冠前後の俊髦を携たるをや。私は兒なし。養子もとかく相應せず。才子過て傲慢、こまり申候。：

とあるところから、傲慢である朴齋は塾の後継者としては不適當であると、茶山は常々思っていたものと考えられる。それでも朴齋にとって伯母である妻宣の生存中は、朴齋を離縁することができなかった。妹や姪の朴齋に対する讒言が重なったこと、自分自身そろそろ死期を覚悟していた（一か月ばかり後に茶山は没している）のではなからうかと思われること、妻がなくなつて一年三か月を経ていること等を勘案して、茶山は朴齋の離縁を決意したものと考える。

このことは次の茶山の経歴簿に拠つても肯定できる。

七月 九日 倅堯佐（朴齋）儀不熟に付離縁達し。

八月十一日 病氣難治症に付、塾の心得書以太中孫本家本庄屋菅三儀養子に致度旨問合、御伺之上勝手次第相願候様。

八月十三日 男子無御座に付、御領分安那郡川北村百姓菅三と申者孫に御座候間、養子仕度願、即日願濟。

（『備後史談』第八卷第五号）

この経歴簿に拠ると茶山は自分の病気の不治を自覚し、生前に姪孫菅三を養子にしておこうと思つたのだらうと考えられる。茶山は八月十三日に没した。

尚、「口上之覺」には次のように述べられている。

口上之覺（門田朴齋離縁ノ件）

私養子堯佐儀不熟ニ付離縁仕同人妻共、御領分品治郡西法成寺村門田儀右衛門方江指戻候。此段御達申上候。右之趣御年寄衆中迄宜キ様被仰達可被下候。已上

七月九日

菅 太中

大御目付中

口上之覺

私弟東作義京都頼久太郎方江指遣儒學執行爲^{つかまつらせ}仕申度奉存候。右之趣不苦思召候ハ、宜ク被仰達可被下候。以上。

八月

門田儀右衛門

御郡方 御帳元衆中

2 朴齋の不満

朴齋は茶山の措置に對して、不満を抱いていた。それは次の七言絶句二首に表されている。更にこの詩の前に叙した文によつて、詳しく知ることができる。

丁亥七月出菅氏所懷二首（一）

丁亥七月菅氏を出づ 所懷二首（一）

一片氷心在玉壺 一片の氷心 玉壺に在り

何人投擲委泥汚 何人か 投擲して 泥汚に委ねしむ

廿年鞠育叨恩愛 廿年鞠育 恩愛を 叨^{かたじけなく} くするも

誰慮家庭是畏途 誰か慮^{おも}はん 家庭 是れ畏途なるも

起句の「一片氷心在玉壺」は王昌齡の「芙蓉楼送辛漸」

（芙蓉楼にて辛漸を送る）の「洛陽親友如相問、一片氷心

在玉壺」（洛陽の親友 如し相問はば、一片の氷心 玉壺に在り）

を踏まえており、「私の心は一点の曇りもない」というの

であろう。「それなのに誰がこんなひどい目に合わせたの

か（承句）。廿年間（十二歳で廉塾に入門して三十一歳で離縁

になる）養い育てられ、その恩愛を忝なくするが、誰が

こんなひどい家庭だと思つただらうか」というのである。

「畏途」は危険で恐ろしい道の意。
（二）

高歌一曲歩秋暉 高歌 一曲 秋暉に歩む

世事何須問是非 世事 何ぞ 須^{もち}ん 是非を問ふを

回首黃楓山色好 首を回らせば 黃楓 山色好し

辱顏亦有帶雲時 辱顏^{せんがん} 亦た 雲を帶ぶる時有り

「声高く一曲歌いながら秋の日射しの中を行く。世の中のことはどうして是か非かを問う必要があるか。見回せば黄葉した楓で山の色は美しい。しかしその高く聳える山でも雲がかかることもあるのだ。」

鬱屈した気持ちに彷彿とする詩である。朴齋はこの二首の詩の前に次のような叙の文を記している。

余者山手氏之子也。有故幼育於母家、冒其姓門田。年

十二從游菅茶山翁。翁無子養其姪萬年爲嗣、早歿。乃

子養余。養母即余生母姉也。數年病卒。而有萬年遺孤既長。於是翁逐余、以萬年遺孤爲嗣。余也既出菅氏復歸母家。寄食内兄富卿、冒其姓如故。于時文政丁亥七月四日也。間居無聊、獨以吟咏自遣。門田惟鄰堯佐。

余は山手氏の子也。故有りて母家に育てられ、其の姓門田を冒す。年十二從ひて菅茶山翁に遊ぶ。翁子無く其の姪萬年を養ひて嗣と爲すも、早く歿す。乃ち子として余を養ふ。養母は即ち余が生母の姉なり。數年にして病みて卒す。而して萬年の遺孤有りて既に長ず。是に於て翁余を逐ひ、萬年の遺孤を以て嗣と爲す。余也また既に菅氏を出でて復た母家に歸る。内兄富卿に寄食し、其の姓を冒すこと故の如し。時に文政丁亥七月四なり。間居無聊、獨り吟咏を以て自ら遣る。門田惟鄰堯佐。

〔萬年遺孤〕菅三。茶山の次弟猶右衛門（汝榎）の子が萬年（公壽）、萬年の子が菅三である。「菅三」諱は惟繩、字は昭叔、通称は菅三、天保二年に三郎と改める。号は良齋・懶庵・自牧齋。文政十年十月十五日に廉塾を嗣ぐ。天保八年十月弘道館勤務を命ぜられる。萬延元年七月三日、五十一歳で没す。文政七年に朴齋が茶山の養子となつたとき、菅三は九歳であつた。

山陽はこの文に次のような評を加えて警告している。
自叙豈可如此暴露。君子小人、宅心之異、立言之殊、於是乎見、慎旃。（自叙豈に此の如く暴露すべけんや。君子小人、宅心の異、立言の殊、是に於てか見る。旃を慎まん）と。

そのためか朴齋はこの叙文を朱で抹消している。

3 離縁後の朴齋

離縁されて二年後の文政十二年（一八二九）に朴齋は福山藩儒に拔擢され十人扶持となり、江戸詰を命ぜられた。文政十三年（一八三〇）から丸山学問所で講義を始め、天保二年（一八三一）三月には、奥勤兼役となり福山藩主阿部正寧まよやすの侍読となつた。天保七年（一八三六）十二月、阿部正弘が襲封するや、上下格かみしもに昇進した。このように朴齋は順調に出世していったが、嘉永六年（一八五三）六月、ペリーが浦賀に通交を求めて来たとき、藩主に次のような尊王攘夷論を建言し、その結果朴齋は侍読を解任されている。

：數年間海防怠惰者、亦幕府勘吏所爲也。勘利之吏、失人和害國政如此。則退此輩、方今最所應先也。不然則必先倡和睦交易之利説、移天照大神之皇國、而變夷狄禽獸之風、貽萬世之醜辱。而上觸天子之怒、下招萬民之嗤笑必矣。此臣之所以希君上猛省、以孟明爲明鏡也。臣固淺學、而自君上之幼、叨荷殊恩、侍讀日久。故一字一淚、敢獻卑言、以諫爭焉。亦以爲職分之一端也。頓首謹白

：數年間の海防の怠惰は、亦た幕府勘吏の爲す所なり。勘利の吏、人の和を失ひ國政を害すること此の如し。則ち此の輩を退くること、方今最も應に先とすべき所なり。然らざれば則ち必ず先に和睦交易の利説を倡へ、天照大神の皇

國を移し、而して夷狄禽獸の風を變へ、萬世の醜辱を貽さん。而して上は天子の怒りに觸れ、下は萬民の嗤笑を招くこと必なり。此れ臣の君上猛省し、孟明を以て明鏡と爲すことを希ふ所以なり。臣固より淺學、而も君上の幼き自り、叨なくも殊恩を荷ひ、侍讀すること日久し。故に一字一涙、敢て卑言を獻じ、以て諫争す。亦た以て職分の一端と爲すなり。頓首謹白。

諫争のあと、朴齋は次のような詩を賦している。

家國徒懷千古愁 家國徒らに千古の愁を懷く

一封聊擬主恩酬 一封聊か擬す主恩の酬

如今無復辛慶忌 如今復た辛慶忌無きも

敢望朱雲免斷頭 敢て朱雲の斷頭を免れんことを望む

「辛慶忌」漢、狄道の人。武賢の子。字は子眞。烏孫の赤谷城に屯田して戦功があつた。朱雲が張禹を誅せんことを請うたとき、帝は怒つて雲を誅せんとしたが、慶忌が免冠叩頭して力争したので、朱雲は免れることができた。

朴齋は嘉永六年（一八五三）十月十五日、阿部侯から職を解かれ家を福山に移した。以上のことから朴齋は性格的には聊か過激で熱血漢であつたと考えられる。研ぎ澄まされた刃のような鋭さを持ち、茶山の言う「才子過て傲慢」な人だったのであろう。

おわりに

「才子過て傲慢」な人柄は廉塾の後継者としてどうかと茶山は危惧したものと思われる。それでも茶山は何と

か教育をして、廉塾の後継者に育て上げようと努力したに違いない。朴齋を養子に迎えて生活を共にするようになってからは、茶山の眼に余るような言動が屢々あつても、子の無い茶山は、何とか廉塾の後継者として相応しい人物になつて欲しいと期待を掛け続けていたはずである。しかし、朴齋は茶山の願ひ通りにはならなかつた。

伊澤蘭軒宛の手紙で「才子過て傲慢で困る」という言葉を用いたのは、茶山の死の四か月前のことである。朴齋を養子として迎えてから七年目、朴齋が塾生として廉塾に来てから約二十年を経ている。人一倍辛抱強い茶山もここに至つて、自分の力ではどうしようもないことを悟り、我慢の限界を感じたものと思われる。「才子過て傲慢で困る」という言葉の裏には、「塾童に対する温かみがない」「時として塾童を見下げた行為がある」といった意味合いも感じられ、こういう人柄では廉塾の後継者にするにはできないと覚悟を決めたのであろう。

又、阿部藩主から解任されたことから、自分の信念を貫くためには、周囲の斟酌等は一顧だにしないとつた頑なさが朴齋にはあつたのだろうと考えられる。死期を悟つた茶山はいつまでも「温厚寛大」であることはできなかった。土壇場に来て茶山は、廉塾存続の爲に朴齋を離縁するといふ苦渋の決断を下したものであろう。

山陽を廉塾に引き取つたときも茶山はその才能を高く評価するが故に、性格的な欠点を何とか正そうと一年余りも関わつて来た。茶山は山陽が、いずれは廉塾を守り

たててくれるものと大きな期待も抱いていた。文化七年八月二十八日付け伊澤蘭軒宛ての手紙で茶山は山陽を評して、

「年すでに三十一、すこし流行におくれたるをのこ、廿はたち前後の人の様に候。はやく年よれかしと奉存候事に候。」

と言っているが、坊ちゃん育ちで少々我が侷ではあるが、いずれ大人になるであろうと茶山は期待していたものと思われる。しかし、事毎にその期待は裏切られ、山陽は茶山の好意も温情も無視し、後足で砂をかけるようにして上京してしまった。自分が去った後の廉塾の窮境などは全く念頭になく、上京後も自分の都合で、必要とする度に茶山を頼って来た。自分の我が侷勝手な行為に対しては、臆面もなく正当化した論を立てる。山陽の父春水は、茶山と旧来の親友であったので、春水の苦衷を察する茶山は、極力山陽の面倒を見て来た。しかし、山陽の上京後は山陽の書簡にも必要でない限り返書は認めなかった。必要な場合は用件のみといった状態が数年間続いた。それは「茶山も相当に依怙地だ」と思えるほどの頑固さであった。茶山は我慢強い人で、余程のことで無い限り怒りを外に表さないと、余程の「温厚寛容」なる人物と称されているが、余りにも自己中心的、身勝手の過ぎる山陽に対して、その怒りがどうにも抑えきれなくなり、とうとう堪忍袋の緒は切れてしまった。「勢田途上」の詩で自分自身を「恨人」と呼ぶほど山陽に対する恨みは積もっていた。「温厚寛容」なる人と称される反面、人

の道に外れた行為に対しては、頑として許さない強情さを持ち、また大事を前にしたときは、梃子でも動じない頑固さを持つ、茶山にはそういう一面があったと思われる。

注

〔小石元瑞〕（一七七八〜一八四九）元俊の長男。久留米藩儒。

名は龍、通称は玄瑞、櫻園ていえんと號した。父の後を嗣いで高名。

頼山陽・田能村竹田らと親交があった。

〔金山重左衛門〕京都麩屋町に住む春水の親しい友人。津和野藩用達の人。

〔篠崎三島〕（一七三七〜一八一三）大坂の人。儒者。名は應道、

字は安道、通称は長兵衛、三島と號した。茶山は安永九年（一

七八〇）最後の京都遊学となった第六回の上洛の四月廿九日、

丹後の小西伯熙を訪ね、そこで初対面して親交を結ぶように

なった。

〔篠崎小竹〕篠崎三島の養子で、茶山の『花月吟』の序文を書

いている。山陽とは終生の友として親交を持ち、山陽の力に

なった。

〔田中藤三郎〕篠崎三島門人、広島蔵屋敷詰。

〔龜井道載〕南冥。福岡藩に仕えた儒官。甘棠館かんたうの祭酒となり、

徂徠學の振興のために努力していたが、寛政四年七月に祭酒

の地位を追われ、蟄居謹慎を命ぜられた。豪放な言動によつ

て、屢々同藩内の朱子学者たちの反感を買っていたことは事

実だが、この失脚は寛政二年の異學の禁の影響だったである

う。

〔武元登庵〕（一七六七〜八一八）備前国和氣郡北方村の人。

名は正質、字は景文、通称は周平で、登庵、行庵、泛庵と號した。幼くして藩校の閑谷巒に入り、神童と称せられた。

茶山に私淑し、山陽、田能村竹田ら多くの文人墨客と交わり、諸国を遊歴して悠々自適の生涯を送った。

〔伊澤蘭軒〕（二七七七〜一八二九）名は信恬のぶた、字は澹父（愔甫）、

通称は辭安。蘭軒・藪かん（蘭）齋さい・都梁・笑仙等と号した。医者・

校勘学者。江戸本郷真砂町生まれ。父、信階の後を継いで福山藩の藩医を務めた。